

## 県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、公益財団法人茨城県中小企業振興公社（以下「公社」という。）が実施する県北ものづくり産業活性化支援事業に係る助成金交付事業（以下「助成事業」という。）の適正、かつ、円滑な運営に必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成対象事業、経費等)

第2条 助成対象事業区分、助成対象経費、助成率、助成限度額、助成金交付事業の対象者（以下「助成対象者」という。）及び助成期間は、別表に掲げるとおりとする。

### (助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成事業の目的及び内容、同事業に要する経費その他必要な事項を記載した助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、公社理事長（以下「理事長」という。）が別に定める期日までに提出しなければならないものとする。

### (助成金の交付決定)

第4条 理事長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、必要かつ、適当と認められる経費について助成金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査は、公社に設置する県北ものづくり産業活性化支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

なお、審査委員会の組織及び運営については、公社が作成する事業審査委員会設置要項（以下「設置要項」という。）において定める。

### (助成事業の採択基準)

第5条 助成事業は、設置要項に定める基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

### (申請の取り下げ)

第6条 第4条の助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受領した日から20日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出して申請の取下げをすることができるものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかつたものとみなすものとする。

### (内容変更の承認等)

第7条 助成事業者は、申請書に記載された助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

2 理事長は、前項の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、必要に応じ交付決定の内容を変更又は条件を付し、変更申請承認書兼交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 3 助成事業者は、助成事業の全部若しくは一部を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。
- 4 理事長は、前項の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、中止（廃止）申請承認書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（事故の届出）

第8条 助成事業者は、助成事業が当該助成事業に係る会計年度内に完了することができないと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに事故報告書（様式第7号）を理事長に提出し、その承認又は指示を受けなければならないものとする。

（助成事業の遂行）

第9条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行い、助成金を他の用途へ使用してはならないものとする。

（助成事業の遂行状況の報告）

第10条 助成事業者は、助成事業の遂行状況について、中間時点における遂行状況報告書（様式第8号）を理事長に提出しなければならないものとする。

（助成事業の実績報告）

- 第11条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、当該事業の完了後速やかに実績報告書（様式第9号）に関係書類を添えて理事長に提出しなければならないものとする。
- 2 助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、理事長に速やかに報告しなければならないものとする。

（助成金の額の確定）

第12条 理事長は、前条の報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第10号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第13条 理事長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、助成金を助成事業者に対して支払うものとする。ただし、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いできるものとする。

（助成金の交付請求）

- 第14条 助成事業者は、前条により助成金の支払を受けようとするときは、第12条の規定による助成金の額の確定通知を受けたのちに、精算払請求書（様式第11号）により、理事長に助成金の支払請求を行うものとする。
- 2 助成事業者は、前条ただし書により助成金の概算払いを受けようとするときは、助成金の交付決定後に、概算払請求書（様式第11号）により、理事長に助成金の支払請求を行うものとする。
  - 3 前項の支払請求の額については、助成事業の遂行状況等から公社が認めた金額とする。

(助成金の交付決定の取消し)

第 15 条 理事長は、助成事業者が、助成金を他の用途へ使用し、その助成事業に関して助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第 16 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(加算金)

第 17 条 助成事業者は、前条の助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、その返還を命じた助成金の額に年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならないものとする。

(延滞金)

第 18 条 理事長は、助成金の返還を命じ、これが納付期日までに納付されなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(事業成果状況報告)

第 19 条 助成事業者は、助成事業の終了した年度の翌年度から 5 年間、当該助成事業の成果状況（新たな正社員としての雇用又は非正規（有期雇用）社員から正社員への登用を行うことを含む。）について、別に定めるときを除き、原則として年度ごとに事業成果状況報告書（様式第 12 号）を理事長に提出しなければならない。

(成果の発表)

第 20 条 理事長は、助成事業に対し、必要に応じて助成事業の成果について発表会や情報誌等を通して発表することを求めることができるものとする。

(立入検査等)

第 21 条 理事長は、助成事業の適正を期するため必要があると認めるときは、助成事業者に報告させ、又は公社職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成金の経理)

第 22 条 助成事業者は、助成金に係る経理についてその収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならないものとする。

(その他)

第 23 条 理事長は、この要領に定めるもののほか、助成事業の円滑、かつ、適正な運営を行うために必要な事項を別に定めることができる。

付 則

この要領は、平成 29 年 8 月 18 日から施行する。

別表（第2条関係）

事業区分	助成対象経費	助成率	助成限度額	助成対象者	助成期間
県北ものづくり 産業活性化支援 事業（営業力強化 企業への支援）	専門家謝金， 専門家旅費	10/10 以内	1,000 千円	(1) 県北地域（日立市， 常陸太田市，高萩市， 北茨城市，ひたちなか 市，常陸大宮市，那珂 市，東海村，大子町の 9市町村）に事業所を 有し，製造業及びこれ に密接に関連する中小 企業者で，次世代自動 車，環境・新エネルギー， 健康・医療機器， 食品，次世代技術の分 野を営む又は進出を計 画している者 (2) (1)以外の者で理事 長が特に必要と認める 者	事業年度 の2月末 日まで

公益財団法人茨城県中小企業振興公社理事長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者名 印

平成 年度県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付申請書

県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付要領第3条の規定に基づき、別添の書類を添えて、下記のとおり助成金の交付を申請いたします。

記

- 1 事業計画名
- 2 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金交付申請額  
助成事業に要する経費 円  
助 成 対 象 経 費 円  
助 成 金 交 付 申 請 額 円

※ 添付書類(各1部) (提出する際、□にレ点でチェックしてください。)

項目	中小企業者
(1) 過去3年間の財務諸表 (損益計算書, 貸借対照表)	<input type="checkbox"/>
(2) 登記簿謄本等	<input type="checkbox"/>
(3) 茨城県税納税証明書 (様式第40号の4(イ))	<input type="checkbox"/>
(4) 会社案内, 経歴書等	<input type="checkbox"/>
(5) 経費明細書の根拠となる資料 (見積書, 価格表等)	<input type="checkbox"/>
(6) 専門家の経歴書 (個人の場合)	<input type="checkbox"/>
(7) 専門家の会社案内等 (法人の場合)	<input type="checkbox"/>
(8) 専門家との契約書	<input type="checkbox"/>
(9) その他 ( )	<input type="checkbox"/>

事業計画書

1 申請企業の概要

申請企業名				
役職名及び代表者名				
本社所在地				
工場等所在地 (事業実施場所)				
電 話		F A X		
メールアドレス				
連絡担当者及び役職名		経理担当者 (役職名・氏名)		
資本金		従業員数	人	
主たる業種 (日本標準産業分類の中分類)		会社設立日	年 月 月	
主な株主又は出資者	株主名又は出資者名	所在地	大企業出資の有無	出資比率(%)
主要生産品目及び 取引先名	主要生産品目	取引先名	都道府県名	売上割合(%)
企業等の沿革	年 月			
	年 月			
	年 月			
	年 月			
経営状況		年 月	年 月	年 月
	売上高 (千円)			
	経常利益 (千円)			
	当期利益 (千円)			

2 助言・指導を受ける専門家

※専門家と貴社の間で、従事関係（パート含む）に関する有償の契約が結ばれていないこと。

専門家名	助言・指導テーマ	具体的な内容 (実施内容・実績)

3 事業着手の目的・経緯

--

4 実施する事業の概要

--

5 具体的な実施項目とその内容

--

6 想定される事業成果

--

7 事業実施体制

(1) 自社内の実施体制（責任者や事業従事者，経理，営業など社内の体制を記載）
(2) 関係機関を含めた実施体制（事業に携わる関係機関・専門家等及び役割・内容等を記載）

8 事業の実施期間及び実施時期

【平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日】

実施内容	実施時期												備考
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	

(注1) 交付決定予定日以降の内容を記入してください。

※交付決定予定日は公社担当者に確認願います。

(注2) 「実施内容」欄には事業内容を記入してください。「実施時期」の欄には実施する月に○を記入してください。

9 経費明細表

(1) 経費配分内訳

(単位：円)

種別 (科目)	内容及び 経費内訳	業者名	数量	単位	単価	助成事業に 要する経費 (消費税込)	助成対象 経費 (消費税抜)	助成金 交付 申請額
合 計								

(注1)「種別」とは、助成対象経費の科目を記載する。

(注2)「助成事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。

(注3)「助成対象経費」とは、「助成事業に要する経費」のうちで助成対象となる経費をいう。(消費税分は減額して積算すること。)

(注4)「内容及び経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

(注5)「助成金交付申請額」とは、「助成対象経費」のうち助成金の交付を希望する額で、その限度は、「助成対象経費」に助成率を乗じた額になる。

(注6)「助成金交付申請額」は、助成対象経費の千円未満を切り捨てた額を記入すること。

(2) 資金調達内訳

区 分	助成事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
助成金		
その他		
合計額		

(注) (1) の経費配分内訳の助成事業に要する経費の合計額が (2) の資金調達内訳の合計額と一致すること。

(3) 助成事業の経理担当者の役職名・氏名

\_\_\_\_\_

茨振公第 号  
平成 年 月 日

殿

公益財団法人茨城県中小企業振興公社 印

平成 年度県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった上記の助成金については、県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付要領第4条の規定に基づき、下記のとおり交付することにしたので通知する。

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 助成金交付申請額 | 円 |
| 2 助成金交付決定額 | 円 |

なお、実施期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(注1) 助成事業の内容を変更し、又はこれを中止しようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けること。

(注2) その他、助成事業者は、実施要領の定めるところに従わなければならない。

平成 年 月 日

公益財団法人茨城県中小企業振興公社理事長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者

印

平成 年度県北ものづくり産業活性化支援事業助成事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け茨振公第 号で交付の決定の通知を受けた事業について下記のとおり変更したいので、県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付要領第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

1 変更する事業内容

2 変更する事業期間

変更前 平成 年 月 日から平成 年 月 日  
変更後 平成 年 月 日から平成 年 月 日

3 変更する内容

(1) 収入

(単位：円)

区分	計画額	実績額	資金の調達先
自己資金 (内訳を記載)			
助成金の額			
合計			

(2) 支出

(単位：円)

科目	変更前	変更後	増減額	備考
合計				

殿

公益財団法人茨城県中小企業振興公社理事長 印

平成 年度県北ものづくり産業活性化支援事業助成事業変更申請承認書兼交付決定通知書

平成 年 月 日付けで変更承認申請のあった標記については、県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付要領第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認することにしたので通知する。

記

1 変更する事業内容

2 変更する事業期間

変更前 平成 年 月 日から平成 年 月 日

変更後 平成 年 月 日から平成 年 月 日

3 変更する内容

(1) 実施計画の内容

(2) 費用計画の内容

(単位：円)

科目	変更前	変更後	増減額	備考
合計				

4 当初助成金交付決定額 円（平成 年 月 日付け）

5 変更後助成金交付決定額 円

6 その他（承認条件等）

様式第5号（第7条第3項関係）

年 月 日

公益財団法人茨城県中小企業振興公社理事長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

平成 年度県北ものづくり産業活性化支援事業助成事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け茨振公第 号で交付の決定の通知を受けた事業について下記のとおり中止（廃止）したいので、県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付要領第7条第3項の規定に基づき申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 中止の期間（廃止の時期）

様式第6号（第7条第4項関係）

茨振公社第 号  
平成 年 月 日

殿

公益財団法人茨城県中小企業振興公社理事長 印

県北ものづくり産業活性化支援事業助成事業中止（廃止）申請承認書

平成 年 月 日付けで中止（廃止）の申請のあった標記については、県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付要領第7条第4項の規定に基づき承認したので通知する。

年 月 日

公益財団法人茨城県中小企業振興公社理事長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

平成 年度県北ものづくり産業活性化支援事業事故報告書

平成 年 月 日付け茨振公第 号で交付の決定の通知を受けた事業について下記のとおり事故があったので、県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付要領第8条の規定に基づき報告します。

記

- 1 事業の進捗状況及び要した経費
- 2 事故の内容及び原因
- 3 事故に対する措置
- 4 事業の遂行及び完了の予定  
※ 事業の遂行及び完了の予定を立証する書類を添付すること。

様式第8号（第10条関係）

平成 年 月 日

公益財団法人茨城県中小企業振興公社理事長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

平成 年度県北ものづくり産業活性化支援事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け茨振公第 号で交付の決定の通知を受けた事業について、県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付要領第10条の規定に基づき、平成 年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名  
「 」
- 2 事業の進捗状況  
別紙のとおり
- 3 助成額の支出状況  
別紙のとおり

様式第9号（第11条第1項関係）

年 月 日

公益財団法人茨城県中小企業振興公社理事長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者 印

平成 年度県北ものづくり産業活性化支援事業助成事業実績報告書

平成 年 月 日付け茨振公第 号で交付の決定の通知を受けた事業が完了したので、  
県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付要領第11条第1項の規定に基づき、下記  
のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 助成金交付決定額 金 円
- 3 実績の報告  
別紙のとおり
- 4 添付書類

別紙

助成事業に関する実績報告

企業名			
代表者名			
電 話		F A X	
事業実施担当者 (役職名・氏名)		経理担当者 (役職名・氏名)	
事業計画名			
事業の実施場所			
事業の実施期間	(開始日) 平成 年 月 日～(完了日) 平成 年 月 日		
専門家・技術者等 から助言等を受け た内容  ※外部の専門家・技術者 等から助言等を受けた内 容を記入してください	専門家名・技術者名		
	委嘱日・委嘱期間		
	実施内容		

事業実施における課題	
------------	--

事業実施の経過 (具体的な取り組み)	
-----------------------	--

事業実施の成果	
---------	--

## 事業の実施計画と実施状況

### 1 実施計画（交付申請書の内容を記載）

実施内容	実施時期												支出経費
	H○ 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
													円
													円
													円
													円
<b>合計</b>													円

### 2 実施結果

実施内容	実施時期												支出経費
	H○ 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
													円
													円
													円
													円
<b>合計</b>													円

※ 「実施内容」欄には事業内容を、実施時期の欄には実施する月に○を、支出経費の欄には、経費明細まで記入すること。

## 収 支 決 算 表

(1) 収入

(単位：円)

	計画額	実績額	資金の調達先
自己資金			
助成金の額			
合 計			

(2) 支出

総括表

(単位：円)

科 目	助成事業に 要した経費		助成対象経費			助成金の額	
	計画額	実績額	計画額	流用額	実績額	交 付 決定額	実績額
合 計							

(注1) 助成対象経費欄については経費の内訳（各経費の配分ごとの実績の内訳）を記載すること。（別紙としても差し支えない。）

(注2) 収入の合計と支出（助成事業に要した経費）の合計は一致させること。ただし、収入の額が確定していない場合は見込みを記載すること。

様式第10号（第12条関係）

茨振公第 号  
平成 年 月 日

殿

公益財団法人茨城県中小企業振興公社 印

平成 年度県北ものづくり産業活性化支援事業助成金確定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった上記の助成金については、県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付要領第12条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知する。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 助成金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 助成金交付確定額 | 金 | 円 |

様式第11号（第14条第1項，第2項関係）

平成 年 月 日

公益財団法人茨城県中小企業振興公社理事長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者

印

平成 年度県北ものづくり産業活性化支援事業助成金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け茨振公第 号で確定の通知を受けた上記助成金について，県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付要領第14条第1項（第2項）の規定に基づき，下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 精算（概算）払受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残額 円

5 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	支店
種別	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号		
(ふりがな)		
口座名義		

年 月 日

公益財団法人茨城県中小企業振興公社理事長 殿

申請者 所在地  
名称  
代表者

印

平成 年度県北ものづくり産業活性化支援事業助成事業成果状況報告書

平成 年 月 日付け茨振公第 号で交付の決定の通知を受けた上記助成金について、県北ものづくり産業活性化支援事業助成金交付要領第19条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業名
- 2 助成年度
- 3 事業成果状況及び新規雇用の有無

(1) 事業の成果状況

--

(2) 新規雇用の有無及び内容

①新規雇用： 有 無 （どちらかに○を記入ください）

②雇用内容：

回答	新規雇用の内容
	非正規従業員から正規従業員への転換
	新規従業員の採用（パート含む）
	その他（ ）

**※平成30年6月末までに新たな雇用があった場合は、③について報告すること**

③雇用者詳細

別紙のとおり

(別紙)

平成29年度県北ものづくり産業活性化支援事業に係る雇用者について

雇用者詳細について下記のとおり報告します。

記

○正規職員雇用者

氏名	性別	年齢	雇用年月日